内閣衆質一〇九第一〇号

昭和六十二年九 月 匹 日

内 閣 総 理 大 臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 原 健 三 郎 殿

衆議院議員新盛辰雄君提出運転代行車による白タク行為に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆 議 院 議 員 新 盛 辰 雄 君提 出 運転 1代行車 による白タク行為に関する ) 質 問 に · 対 す る答弁

書

一について

鹿児 島市 内において、 運転代行を行う者の存在は 確認されているが、 御指摘の事業者につい

ては、現時点においてその存在は確認されていない。

道 路 運 送 法 (昭 和二十六年法律第百八十三号)に違 反する旅 客 運 送行為 に つい て は、 安全で良

質 な 輸 送 サ ピ ス 0 提 供 を 確 保 L てい く上で看過 できな 1 問 題 で あ ると考えて お り、 従 来 か 5

警察 当 局 لح 連 携 を 义 り 0 つ、 違法 行為 0 防 止 及 び 取 締 りを行 つてきているところであり、 今後

とも同様に対処してまいりたい。

二について

運 転 代 行 を 行 う者  $\mathcal{O}$ 中 に は 本 来  $\mathcal{O}$ 運 転 代 行  $\mathcal{O}$ 範 囲 を 逸 脱 L 7 道 路 運 送 法 第 兀 条 第 項 又 は

第 百 条 第 項 に 違 反 す る 行 為 を 行 う 者 が 見 5 れ ることか ら、 従 来 か 5 ک  $\mathcal{O}$ ょ う な 違 法 行 為  $\mathcal{O}$ 

防 止 及 び 取 締 り を 行 0 て きて いるところで あ ý, 今後ともこの ように 措 置 L 7 ま 1 り た *\* \

三について

1 わ ゆ る 白 タ ク行 為 に対 L て は、 取 締 ŋ に 際 L て 実態 に 即 L た 事 実 関 係 0 把 握 を 行 **!** 道 路

運 送 法 第 匹 条 第 項 に 違 反 す る 行 為 کے L 7  $\mathcal{O}$ ほ か、 同 法 第 百 <del>\_\_</del> 条 第 \_\_ 項 に 違 反 す る 自 家 用 自 動

車 に ょ る 有 償 運 送 行 為 とし て 取 り 締 ま つ てきてい るところで あ り、 今 後 とも 違 反 事 実 に 即 L 7

適切な措置を講じてまいりたい。

四の1について

11 わ ゆ る 白 タ ク 行 為 は、 運 賃  $\mathcal{O}$ 高 低 に か か わ 5 ず、 道 路 運送 法 に · 違 反する行為 と認 識 L 7 お

り、 今後とも その 防 止 及 び 取 締 り を 行 0 て ま 1 り た V

タクシー の運賃は、 人件費、 燃料費等の 適正な原価に適正な利潤を含めたものとなるように

運転代行の料金との比較において決定されるべきものではないと

考えている。

決定されるべきものであり、

右答弁する。